



第5章

障害福祉計画

1 平成26年度の数値目標

障害福祉計画において必要なサービス量を見込む際、障害者の自立支援の観点から「地域生活移行」や「就労支援」などの課題に重点的に対応するため、次の事項について平成26年度の数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、第1期計画策定時の平成17年度において福祉施設に入所している障害のある人のうち、自立訓練事業等を利用して、グループホーム（GH）やケアホーム（CH）、一般住宅等に移行する人を見込んで、平成26年度末における地域生活に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

【国の基本方針】

- 平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
- 平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【町の方針】

平成17年10月1日現在、福祉施設に入所している人は56人となっており、目標年度である平成26年度末までには8人が地域生活に移行する（移行率＝14.3%）とともに、福祉施設の入所者も3人削減した53人（削減率＝5.4%）にすることを目指します。

【数値目標（暫定値）】

	人数	備考
平成17年10月1日時点での入所者数（A）	56人	
平成26年度入所者数（B）	53人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】地域生活移行者数	8人	施設入所からGH・CH等へ移行する者の数（内5名前計画期間中に移行）
【目標値】削減数（A－B）	3人	

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

【国の基本方針】

- 平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【町の方針】

公共職業安定所や福祉施設等との連携のもとで、現在、就労移行支援を行っている方のすべてと、将来、受給される方すべてを一般就労に結びつけます。

【数値目標（暫定値）】

	人数	備考
第1期計画策定時点の年間一般就労移行者数	3人	○平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】一般就労移行者数	1人	○平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

訪問系サービス、日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行っていきます。

(1) 訪問系サービス

在宅での生活を継続していけるよう、利用者や事業者への情報提供を進め、訪問系サービスの適切な提供を図ります。

【見込み量の考え方】

平成22年度実績と平成23年度の上半期見込量の比較と、旧法体系から新体系への移行分を鑑みて伸び率を求め、毎年度の伸び率と仮定して、平成26年度まで見込んでいます。

同行援護については、地域生活支援事業(移動支援事業)の利用者のうち、重度の視覚障害者数や障害者等のニーズ等を勘案して、平成26年度まで見込んでいます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	【第3期において新設されたサービス】 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により自己判断能力に制限を受けている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量（一月あたり）】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 同行援護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	5,049	5,814	6,120
	人	33	38	40

【見込み量確保のための方策】

- サービス提供体制に関しては、社会福祉協議会、福祉施設や事業所等との連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障害者や重度障害者に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障害福祉分野への参入促進を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや相談支援事業者が必要に応じて相互に情報交換を実施していますが、今後は、ケースごとの対応にとどまらず、継続的に情報交換を行うネットワークづくりに努めます。
- 相談支援事業者のさらなる周知を図るとともに、相談支援事業者の活用を促進し、サービス利用の希望者へ障害の程度に応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。
- 地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域住民による新たな介護力の創出を目指します。
- 事業所によって料金体制、利用体制が異なっていたり、事業所によって利用頻度に大きく差があるなど、事業の統一認識ができていないのが現状です。また、同行援護の開始により、通院等介助との混合などの対象利用事項や、利用対象者の範囲など、制度の見直しや、ガイドラインを作成し、利用者の混乱を防ぎ適正な利用を進めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動のサービスには、一般企業への就業を希望したり、一般就労以外の様々な活動や生産活動を希望したり、生活能力の維持・向上を図るための訓練をしたりなど、一人ひとりの目標に合わせて様々なものがあります。

地域での自立を支援する点からも、障害者の日中活動の場の確保はますます重要になっています。また、地域生活への移行の観点からは、グループホームやケアホームなどの住まいの確保も必要になります。

【見込み量の考え方】

平成22年度実績と平成23年度の上半期見込み量の比較と、旧法体系から新体系への移行分を鑑みて伸び率を求め、毎年度の伸び率と仮定して、平成26年度まで見込んでいます。

就労移行支援事業については、伸び率に加えて、各年次の特別支援学校高等部卒業者のうち、就労希望者見込数を加算して見込んでいます。

療養介護については、平成24年度において、重症心身障害児施設からの移行者を加算して見込んでいます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	対象:身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象:知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量（一月あたり）】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日分	10,854	10,854	10,854
	人	54	54	54
自立訓練（機能訓練）	人日分	483	483	483
	人	21	21	21
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	0
	人	0	0	0
就労移行支援	人日分	2,112	2,640	3,168
	人	8	10	12
就労継続支援（A型）	人日分	0	0	0
	人	0	0	0
就労継続支援（B型）	人日分	1,179	1,310	1,441
	人	9	10	11
療養介護	人	10	11	12
短期入所 (ショートステイ)	人日分	738	902	1,066
	人	9	11	13

【見込み量確保のための方策】

- 移動手段の確保も必要になることから、地域生活支援事業の周知に努めていきます。町内にある日中活動の場は限られていますが、町外事業所も含め、活動の場に関する各種情報提供に努めていきます。
- 就労支援に向けては、日中活動の場の確保や参加促進に向けて、各種サービスや事業所の情報提供に努めていきます。
- 社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を強化し、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- 県との連携のもと、精神障害者の地域移行及び就労移行に努めます。

- 利用者のニーズを把握してサービス量の推進を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- 日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、サービス提供事業者を受給者証確認の徹底の指導を行うとともに、期限前に案内を送付するなど、途切れることなく他のサービスによる支援ができるような体制の構築に努めます。
- 県、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関との連携をさらに強化し、自立支援協議会を中心としたネットワークを充実します。

（3）居住系サービス

地域での自立を支援する点からも、日中活動の場の確保とともに、地域生活への移行の点から、住まいの確保が重要になってきます。現在、町内にはグループホームやケアホームがないため、設立のための支援をしていきます。

【見込み量の考え方】

毎年の入所施設から地域移行する者及び退院可能障害者のうち、共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の利用見込者数の平均を加算して、平成26年度まで見込んでいます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活介護 （ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量（一月あたり）】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活介護 共同生活援助	人	17	19	21
施設入所支援	人	52	53	53

【見込み量確保のための方策】

- 居住系サービスの施設整備は、県及び周辺市町と協議のうえ、地域移行との兼ね合いを勘案しながら、今後も推進・調整していきます。
- 町内あるいは近隣市町村で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、町内におけるグループホーム・ケアホーム等の設置を、継続的に働きかけていきます。
- グループホーム・ケアホーム等の誘致・整備を促進するため、社会参加促進事業を推進していくことなどで、地域住民の障害のある人への理解を促します。
- 精神障害のある人のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設等を運営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を、県及び周辺市町と連携のうえ、継続的に働きかけていきます。
- 入所者の決定には、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の受け入れを優先していきます。
- 利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。

(4) 相談支援

【見込み量の考え方】

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的にすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として見込んでいます。地域移行支援については、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して見込んでいます。地域定着支援については、地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込んでいます。

【サービスの概要】

サービス名		内容
計画相談支援		障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	地域移行支援	住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

【サービス見込量（一月あたり）】

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人	78	180	328
地域移行支援	人	4	5	6
地域定着支援	人	1	5	6

【見込み量確保のための方策】

- 障害のある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントのしくみづくりなど体制の推進を図ります。
- 医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。

3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができるその他の事業とがあります。

本町においては、以下の事業を第3期計画における地域生活支援事業として実施します。

【サービスの概要：必須事業】

サービス名	内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
コミュニケーション支援事業 (手話通訳・要約筆記派遣事業)	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業（個別支援型）	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	<p>創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p>I型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進にかかる啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。</p> <p>II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>III型：地域の障害者等のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業</p>

【サービスの概要：その他の事業】

サービス名		内容
福祉ホーム事業		現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
訪問入浴サービス事業		身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
生活支援事業	生活訓練等事業	障害者に対する訓練や日常生活又は社会生活を営むために必要な厚生労働省令で定める訓練その他の援助を提供します。
	ボランティア活動支援事業	住みなれた地域の中で、周りの人たちとの支え合い・助け合いの中にある身近な活動を支援します。
	福祉機器リサイクル事業	使わなくなった福祉機器を無料で提供していただき、必要とする方に無料で斡旋します。
日中一時支援事業		障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
社会参加促進事業		スポーツ・芸術文化活動など、様々な活動を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。

【サービス見込量】

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	4	4	4
	障害者自立支援協議会	実施有無	有	有	有
相談支援機能強化事業		実施有無	-	-	有
住宅入居等支援事業		実施有無	-	-	有
成年後見制度利用支援事業		人	1	1	1
コミュニケーション支援事業		人	1	1	1

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	2	3	3
	自立生活支援用具	件	5	6	6
	在宅療養等支援用具	件	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件	3	3	3
	排せつ管理支援用具	件	340	352	364
	住宅改修費	件	2	2	2
移動支援事業		実人員	14	12	13
		延時間	1,092	936	1,014
地域活動支援センター事業		箇所	2	2	2
		実人員	25	24	25

【見込み量確保のための方策】

- 相談支援に関して、制度やサービスなどの新しい情報が取りづらい、相談のための外出が厳しい、専門職からの情報は聞ける人が限定されるといった声も聞かれます。
- 相談支援センターの人材強化、相談支援事業所の情報提供及び啓発の強化を行っていきます。また、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実が必要であるため、福祉、保健、医療、教育などの機関と連携し、相談支援事業を効果的に実施していきます。
- サービスの紹介・啓発を行う他、利用者側の視点に立った利用しやすいサービスの提供を検討していきます。
- 事業費の大部分をストマ用具が占めており、その他の品目については消極的です。四肢に関する品目については介護保険と重複することから、そちらを利用する人が多いので、その他の品目については地域での生活を支えるためにさらなる周知を行うとともに、利用者のニーズに合わせて品目の見直しを検討します。
- 基幹相談支援センターについては、美馬市・つるぎ町自立支援協議会にて、設置についての検討を行う予定です。